

浄化槽工事業とは

「浄化槽工事」とは、浄化槽を設置し又はその構造若しくは規模の変更をする工事のことです。浄化槽の保守点検や清掃は、「浄化槽工事」に該当しません。

浄化槽工事業の登録について

浄化槽工事業を行う者で、建設業許可のうち土木工事業、建築工事業又は管工事業のいずれの許可も有しない事業者は、浄化槽工事業の登録が必要です。

また、佐賀県外で浄化槽工事業の登録をしている浄化槽工事業登録業者が、佐賀県内で浄化槽工事を行おうとする場合も佐賀県知事への登録が必要です。

特例浄化槽工事業者の届出について

浄化槽工事業を行う者で、建設業許可のうち土木工事業、建築工事業又は管工事業のいずれかの許可を有する事業者は、工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届出が必要です。

また、佐賀県外で特例浄化槽工事業の届出をしている特例浄化槽工事業者が、佐賀県内で浄化槽工事を行おうとする場合も佐賀県知事への届出が必要です。

浄化槽工事業を希望する場合の添付書類

- ・ 佐賀県での浄化槽工事業の登録を証する書面
（浄化槽工事業登録申請書に佐賀県が受付印を押印したもの等）
又は佐賀県での特例浄化槽工事業の届出を証する書面
（特例浄化槽工事業者届出書に佐賀県が受付印を押印したもの等）
- ・ 浄化槽設備士免状及び浄化槽設備士証の写し

小城市で浄化槽工事業の登録を希望される場合には、小城市下水道排水設備指定工事店登録業者であることが必要です。